

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 秩父市 (都道府県: 埼玉県)
 本事業の担当部局名 総合政策部総合政策課

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業					
区分	一般メニュー					
関連事業メニュー	1.1.2 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー					
個別事業名	婚活セミナー・イベント事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 5 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	479,000				円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 秩父市は、「第2期秩父市総合戦略」(R2～R6年)、「第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画」(R2～R6年)に基づき、少子化対策・子育て支援を積極的に行っている。婚姻数の現象はコロナ禍後も継続しており、出会いの機会の創出ならびに経済的な支援を行うなどの対策が必要である。					
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、男女に対し出会いの機会を提供する事業として婚活イベントを継続、県の結婚支援センターである恋たまへの登録促進を行う。また、男性に向けては婚活の悩みに沿ったセミナーの実施、及びイベント参加後の婚活相談などの機会を設け、伴走型支援のあり方を模索する。女性に向けてはイベントでの費用負担の軽減、及び女性向けセミナーの実施やイベントにファシリテーターとして婚活アドバイザーを呼ぶことで女性の結婚へ向けたモチベーション維持へ向け重点的な推進を行う。 また、結婚新生活支援事業を実施し、結婚を希望する男女への補助金交付を行うことで、結婚に伴う費用へ向けた経済的な不安を解消する。					
	<本個別事業の位置付け> 第2期秩父市総合戦略において、4つの基本目標「1 多様な企業支援により安定した雇用を創出する」、「2 豊富な地域資源を活用した新しいひと流れをつくる」、「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 住み続けたい安心・安全な地域をつくる」を掲げている。本事業は、結婚を希望する独身男女に、出会いの機会や婚活に役立つスキルを習得する機会を提供し結婚を後押しするため、基本目標「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に位置付けられる。					
(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)) 令和5年度の事業結果として、婚活イベントを4回、婚活セミナーを2回行った。 ※令和6年1月時点ではイベント3回、セミナー1回。 実績・効果検証としては以下のとおりである。 ・女性の参加希望者が少なく、イベント参加希望者は男性82.5%、女性17.5%の割合である。 ・イベント時のアンケートにて婚活で悩んでいることを伺ったところ、以下の結果となった。 男性 1位:近くで相手を見つけるのが難しい 2位:相談する相手がいない 3位:マッチングしない、会話するのが苦手(同数) 女性 1位:近くで相手を見つけるのが難しい 2位:モチベーション維持が難しい、お金がかかる(同数) 3位:先が見えない 男女ともに日常の中で相手を見つけれない事、また男性においてはマッチングしない、会話への苦手意識を持っていながらも相談相手がいないことがわかり、悩み相談などの重点的な支援が必要であることがわかった。一方で女性においては金銭的負担、モチベーション維持といった悩みが出てきたことから、婚活が長期化しない・婚活が終わった後のライフデザインまで見据えることが可能になるような支援が必要であることが分かった。 イベントによるアンケート結果から、男女それぞれの悩みの実像、及び伴走型支援が必要であることが判明した。そのため、出会いの機会の創出及び恋たまへの登録促進を男女に向けて行う。また、男性に向けてはイベントの前後にセミナーを行い、相談相手を持つ機会の創出、女性に向けてはモチベーション維持のためライフプランも絡めた内容でのセミナーの実施など、男女それぞれの課題に沿った伴走型支援を行う。						
個別事業の内容	番号	項目	内容		ステップアップ	KPI設定
	1	婚活支援セミナー	婚活のプロによるセミナーを通じ、婚活における悩み等に対して寄り添い、相談相手としてアドバイス等を行い、モチベーションを上げ成婚へつなげられるよう支援する。また若年層へ向けて総合的なライフプランセミナーを実施する。セミナーを計3回開催。各定員20名。講師を外部委託。		○	○
2	婚活イベント	地域のキャンプ場やイベント施設を利用し、恋活イベントを実施する。飲食や共同作業をしながら交流し、最後に引き合わせ(マッチング)を行う。 参加者募集においては地元事業者・恋たま一部イベント後に地域の結婚相談所へ無料で婚活相談できる機会を付与し、伴走型の支援を行う。 市職員で実施するイベント2回(定員10名・定員24名)、委託で実施するイベントを2回(各定員約30名)、計4回開催予定。※全ての婚活イベントで結婚支援センターへの登録促進をするとともに、ボランティア等を活用した相談支援もしくは、婚活イベント内でスキルアップセミナー(上記婚活支援セミナーとは別で実施。)を実施する。		○	○	

※(注)3	【次年度以降に向けた事業の方向性】 イベント・セミナーを通じ、伴走型支援を進める。またEBPMの観点から、秩父地域の男女それぞれが結婚相手に求める内容、結婚後の生活に向けて期待する要素を明確にし、セミナー・イベント・伴走型支援の内容に反映することでマッチング率を高める。 【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】 婚活支援セミナー・婚活イベント。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	合計特殊出生率	%	1.5 (令和6年度)	1.06	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.06 (令和4年度)		
	婚姻件数	件	159 (令和4年度)		
	婚姻率		2.7 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
		項目			
		(アウトプット)			
	1	セミナー参加者数	人	40	7
	2	イベントの参加者数	人	94	58
	3				
		(アウトカム)			
	1	セミナー参加者の満足度	%	85	83
	2	イベント参加者の満足度	%	90	89
	3	セミナー受講後、婚活に対し前向きになった参加者の割合	%	85	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	婚活スキルアップセミナーでは、婚活アドバイザーやライフプランナーなどの外部講師に依頼し、専門的なアドバイスを受ける機会を設ける。婚活イベントでは参加者の満足度の向上や円滑な運営等のためイベント運営業者に委託し、地域の結婚相談所にイベント後の参加者の婚活相談を受ける機会を付与し、伴走的な支援を実施する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。